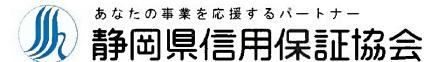


# 第4次 中期事業計画（平成27年度～平成29年度）



## ◎ 業務運営方針

静岡県信用保証協会は公的な「保証機関」として成長・発展支援や創業支援など中小企業の置かれている状況やニーズに応じた支援を行うことにより金融の円滑化に努めるとともに、経営改善支援及び事業再生支援により企業業績の改善と企業倒産の抑制に注力して県内中小企業の発展と雇用の安定に貢献します。

そのため、平成27年度から平成29年度における各業務部門の基本方針を以下のとおり定めて積極的に取り組みます。

### （1）保証部門

静岡県の経済情勢は、メーカーの海外現地生産化や大手企業の県外移転などによる産業の空洞化が進行し、企業業績も低迷して厳しい状況が続いている。このような状況の中で、当協会は、企業規模や業績などの経営状況に応じた支援を行うことにより金融の円滑化を図るとともに、関係機関との連携を強化して相談体制の充実を図り、中小企業者に対するサービスの向上に努めます。

保証部門においては、成長・発展支援、創業支援及び資金繰り支援に加え、金融・経営相談の充実を基本方針として積極的に取り組みます。

### （2）期中管理部門

県内中小企業はいまだ厳しい経営環境に置かれています。当協会においても、依然として返済緩和及び代位弁済額が高水準にあり、多くの企業の業績が伸び悩んでいます。そのため、当協会は期中管理体制の充実を図るとともに、このような環境下にある企業に対して金融機関や中小企業支援機関と連携して経営改善支援や事業再生支援を推進し、企業業績の改善及び企業倒産の抑制に努めます。

### （3）その他間接部門

コンプライアンス態勢の強化と積極的な広報活動及び人材の活用による生産性の向上を基本方針として、年度毎に具体的な取り組みを実施することで、顧客の利便性の向上と質の高い金融サービスの提供を実現していきます。